

別表2-1 [8の(1)①及び(2)①の保育所部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■本体外工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	85,800	94,500
定員21～30名	90,000	99,000
定員31～40名	104,800	115,100
定員41～70名	119,200	131,300
定員71～100名	155,000	170,500
定員101～130名	186,400	205,100
定員131～160名	215,800	237,500
定員161～190名	245,100	269,700
定員191～220名	272,400	299,800
定員221～250名	301,800	332,100
定員251名以上	335,400	369,100
特殊附帯工事	13,010	
設計料加算	本体外工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	44	
定員21～30名	34	
定員31～40名	28	
定員41～70名	24	
定員71～100名	19	
定員101～130名	16	
定員131～160名	15	
定員161名以上	14	
土地借料加算	19,000	
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	37,500	
定期借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準 2,750	都市部 3,040
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	標準 12,180	都市部 13,410

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体外工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日こ成事第423号こども家庭庁長官通知)に基づき整備すること。なお、**幼保連携型**認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し幼稚園部分の額は計上しないこととする。